

基本的な感染防止策

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用の周知・徹底

※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。

イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

※大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保(座席間は1席(座席がない場合は最低1m)空ける)

※大声を「観客等が、㊷通常よりも大きな声量で、㊸反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。

「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、

大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

②エアロゾル感染対策

機械換気による常時換気又は窓開け換気

※必要な換気量(一人当たり換気量30m³/時を目安)を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安(二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的)

※機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け

※機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%

※屋外開催は除く

適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】

イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③接触感染対策

イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)の消毒の実施

イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

(2) その他感染対策

④飲食時の感染対策

上記(1)感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策(食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等)の徹底の周知

⑤イベント前の感染対策

発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

⑥感染拡大対策

イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦出演者やスタッフの感染対策

出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記(1)感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施

舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施